



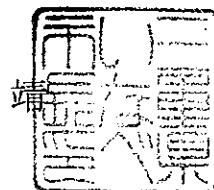
いなべ市告示第 116 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

なお、この処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成 28 年 8 月 5 日

いなべ市長 日 沖



いなべ市大安町南金井字井川に編入する区域

いなべ市大安町梅戸字上新貝 165 の 1、166、167 の 1、176 から 180
まで、181 の 1、185